

# Welcome to My Chura Town! 英語でまち案内

海外から沖縄を訪れている外国人に  
あなたの住むまちの魅力を英語で紹介してみましょう。

## 南風原町 Haeburu-Cho

今回案内するのは...

実り豊かな農作物と  
伝統文化が息づく町

沖縄本島の南部に位置し、6つの市や町に囲まれた南風原町は、県内で唯一、海に面していない町。県都那覇市からのアクセスが良く、商業施設や医療機関などが充実している、暮らしやすい環境が整っています。

肥沃な土壌に恵まれたことから、町では農作物や花卉の栽培が盛んに行われており、中でも食用へちまの生産量は全国一。また工芸品の琉球絣や南風原花織そして各集落に伝わる獅子舞や綱曳きといった芸能など、伝統も大切に受け継がれています。

さらに、近年は観光地としての発展を目指して、特産品のカボチャやスターフルーツを使った商品の開発や、地元歴史や文化に触れる町歩きツアーを企画するなど、新たな取り組みで町を盛り上げていきます。ぜひ一度、ゆっくりと訪れてみてはいかがでしょうか。

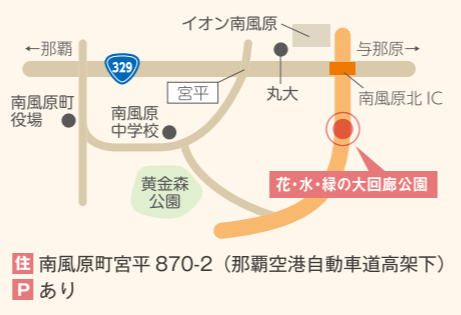
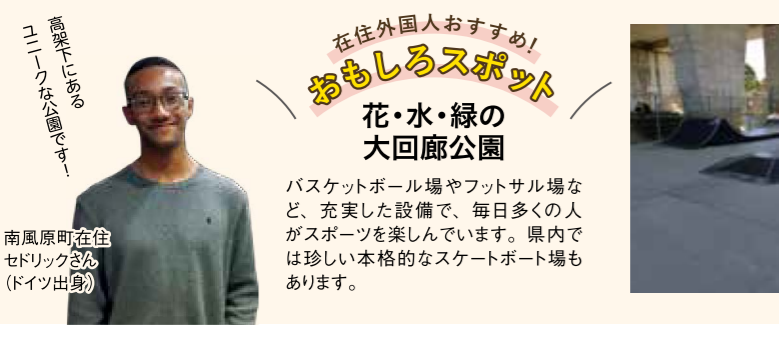
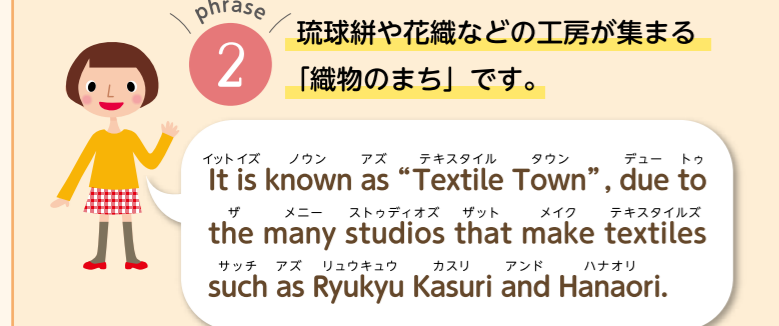
1 phrase  
南風原町は那覇市の南に位置し、  
沖縄県で唯一の、海のない自治体です。

ハエバルチョウ イズ ロケイティッド トゥ ザ サウス オフ  
Haeburu-Cho is located to the south of  
ナハ シティ アンド イズ ジ オンリー ランドロックド  
Naha City, and is the only landlocked  
ミュニシパリティ イン オキナワ  
municipality in Okinawa.

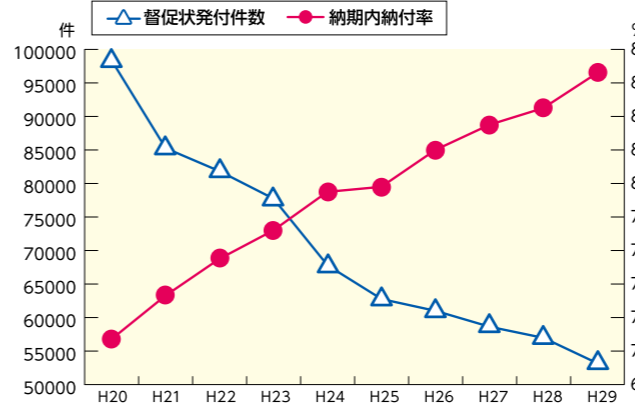
2 phrase  
琉球絣や花織などの工房が集まる  
「織物のまち」です。

パンプキン ルーファ フルーツ アンド  
Pumpkin, loofah fruit, and  
スターフルーツ メイド イン ハエバル アー  
starfruit made in Haeburu are  
シップド トゥ リージョンズ イン アンド  
アウトサイド オフ ザ プリフェクチャー  
outside of the prefecture.

3 phrase  
南風原産のカボチャやへちま、スター  
フルーツが県内外に出荷されています。



## 納期内納付率と督促状発付件数の推移



自動車税は、県の重要な自主財源で、「道路や病院、学校の建設」、子どもの貧困対策など、さまざまな公共福祉サービスに使われています。期限内に納めている方は年々増えてきていますが、昨年度は、自動車税の督促状を郵送する費用だけで約430万円もかかっています。さ

# 5月31日

## 自動車税の納期限は

納めて発進！  
自動車税！



自動車税は、毎年4月1日現在の自動車検査証に記載されている所有者に課されます。既に手放した車や車検が切れた車でも、自動車の登録をそのままにしておくとも自動車税が課されます。また、住所変更、氏名変更等の登録がなされないと、納税通知書をお届けできないことがあります。

自動車検査証の記載内容に変更がある場合は、すみやかに管轄の陸運事務所へ変更登録の手続きを行ってください。

クルマのまつ消、  
名義変更はお済みですか？

らに、催告の電話代や人件費も合わせる膨大な予算が必要となります。また、納期限を過ぎると延滞金が加算され、皆さまにとって余計な出費となります。

皆さまから頂いた大切な税金を有効に使うためにも、自動車税は納期限の5月31日までに納めていただきますようお願いいたします。

## 【自動車税のグリーン化について】

●平成30年度に軽課の対象となる自動車 ※新車新規登録の翌年度のみ

新車新規登録の時期：平成29年4月1日～平成30年3月31日		税率
対象自動車	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合車又は平成30年排ガス規制適合車)及び天然ガス自動車(平成21年排ガス規制Nox10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合車)	おおむね75%低減
	低排出ガス車 平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減	かつ 平成32年度燃費基準+30%向上達成車 平成32年度燃費基準+10%向上達成車 おおむね50%低減

●平成30年度に重課の対象となる自動車

年度	適用対象	税率	
平成30年度	ガソリン車 LPG車	賦課期日(4月1日)現在、新車新規登録後13年を超えるもの(登録日がH17.3.31までのもの)	おおむね15%重課(注1、注2)
	ディーゼル車	賦課期日(4月1日)現在、新車新規登録後11年を超えるもの(登録日がH19.3.31までのもの)	

(注1)電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗用バス及び被けん引車については、重課対象外。  
(注2)バス(一般乗用バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課。

自動車税に関するお問い合わせ

- 沖縄県自動車税事務所  
TEL:098-879-1627  
FAX:098-879-1620
- 沖縄県宮古事務所県税課  
TEL:0980-72-2553  
FAX:0980-73-4115
- 沖縄県八重山事務所県税課  
TEL:0980-82-3045  
FAX:0980-82-2044